

議案第 3 2 号

専決処分（大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認
を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 1 3 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

（提案理由）

この案を提出するのは、大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、平成 3 1 年 3 月 3 1 日に専決処分をしたので、承認を求める。

専決第6号

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「58万円」を「61万円」に改める。

第26条中「58万円」を「61万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大口町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は<u>61万円</u>とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合には、基礎課税額は<u>58万円</u>とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第26条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

改正要旨

1 改正の趣旨

地方税法施行令等の一部を改正する政令に準じ、国民健康保険の保険税負担の公平性の確保を図るため、基礎課税分（医療分）の課税限度額の改正を行うものです。

2 改正の概要

- ・国民健康保険税率等の見直し

基礎課税分（医療分）に関する改正

項目	改正前	改正後	改正条項
課税限度額	58万円	61万円	第2条、第26条

3 施行期日

平成31年4月1日から施行します。